

「立法案」提出のお願い

2022年規定審議会に向け「立法案」の提出をご検討下さい。

今年の提出期限は終了しました。

〈規定審議会とは〉

3年に1度開催。ロータリー活動の基本に係る諸規定の立法機関

〈立法案〉

- 「制定案」と「決議案」があります。
- ・「制定案」は、RI組織規定(RI定款・細則・標準ロータリークラブ定款)の 改正を求める立法案です。
- ・「決議案」は、RI組織規定の改正を伴わない形で規定審議会による議決を求 める立法案です。
- ・各クラブから提出頂いた立法案は「立法案審議委員会 | で審議し、「地区審議会 | の承認を経て、ガバナー確認のうえ、規定審議会へ提出されます。

〈クラブによる立法案提出の手続き〉

- 1. クラブの理事会が会員に立法案を提出し、例会で採択する。
- 2. 採択された立法案は、クラブが採択したことを証明するクラブ会長と幹事の 署名入り書簡を添えた上で、提出期限までに地区へ送付する。
 - *詳しくは2016年「手続要覧」P.31-33をご覧下さい。

〈立法案審議委員会〉

ガバナー 村 井 總一郎 直前代表議員 岡 部 快 圓 代表議員 江 崎 柳 節 補欠議員(ガバナー任命) 田嶋好博 ガバナーエレクト 伊藤靖 祐 地区幹事 佐々木 利 政 次期地区幹事 南村朋幸

◆提出先・お問い合わせ先

2018-19年度 ガバナー事務所

〒460-0003 名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル3階

e-mail: governor18-19@rotary2760.org TEL: 052-203-2760